○一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令(平成二十三年六月二十九日総務省令第八十四号)

(傍線部分は改正部分)

(ふりがな)	住所	郵 便 番 号	総務大臣 殿	年 月 日	一般放送の設備設置及び業務開始届	別記第1様式	2 (略)	りとすることができる。	添付書類を含む。)に代えて、その届出書の様式を別記第1のとお	通信法施行規則第一条及び放送法施行規則第百四十三条に規定する	理委員会規則第十号)第百四十一条の規定で定める様式(有線電気	省令第三十六号)第一条及び放送法施行規則(昭和二十五年電波監	定により行う届出は、有線電気通信法施行規則(昭和二十八年郵政	信法第三条第一項及び第二項並びに放送法第百三十三条第一項の規	及び第三条において同じ。)の業務を行おうとする者が有線電気通	般放送(同項に規定する小規模施設特定有線一般放送を除く。次条	設置して、その設備により放送法第百三十三条第一項に規定する一	第一条 有線電気通信法第二条第二項に規定する有線電気通信設備を	(一般放送の業務の届出等)	改正案
(ふりがな)	住所	郵 便 番 号	総務大臣 殿	年 月 日	一般放送の設備設置及び業務開始届	別記第1様式	2 (同上)		0	代えて、その届出書の様式を別記第1のとおりとすることができる	及び放送法施行規則第百二十一条に規定する添付書類を含む。)に	第百四十一条の規定で定める様式(有線電気通信法施行規則第一条	条及び放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)	有線電気通信法施行規則(昭和二十八年郵政省令第三十六号)第一	第二項並びに放送法第百三十三条第一項の規定により行う届出は、	般放送の業務を行おうとする者が有線電気通信法第三条第一項及び	設置して、その設備により放送法第百三十三条第一項に規定する一	第一条 有線電気通信法第二条第二項に規定する有線電気通信設備を	(一般放送の業務の届出等)	現行

H 名 (法人又は団体に あつては、名称

及び代表者の氏 名。記名押印又

は署名)

饇 畑 緗 声

により下記のとおり届け出ます。 気通信法第3条第1項及び第2項並びに放送法第133条第1項の規定 有線電気通信設備を設置して、一般放送の業務を行うので、有線電

注 (器)

쏌

届出者

代表権を有する 役員の氏名

注1 団体である場合は団体の規約を添付すること。 届出者が法人である場合は定款又は寄付行為 洪人以外の

 \mathcal{O} 設置場所

(1) ヘッドエンド 主たる演奏所及び受信空中線

注1 (略)

天 容 (法人又は団体に

あつては、名称 及び代表者の氏

は署名)

名。記名押印又

艦 煀 緗 导

(同左)

注 (同左)

古出出者

쀤

業務を執行する。役員の氏名 資本の額 十月

- 注1 法人の場合は、これに準じたものを記載すること。 に、その株式数を乗じたものを記載することとし、 資本の額の欄には、 株式会社の場合は、 発行済の株式の額 その他の
- 2 団体である場合は団体の規約を添付すること。 届<u>出者が法人である場合は定款又は寄付行為、</u> 法人以外の
- 0 設置場所
- ヘッドエンド及び主たる演奏所

注 1 (同左)

- 2 主たる演奏所及び 受信空中線がある場合は、その設置の場所を注1に準じて付記すること。
- (2) (略)
- (3) (器)
- 設備の概要表(略)
- 注1~注5 (略)
- <u>注6</u> (1)の分岐器、分配器及びタップオフの備考欄には、<u>引込</u> <u>端子の数</u>を記載すること。

注7~注14 (略)

4 (黙)

5 業務の概要 (1) 一般放送の種類

関に	番組	放送	(4)	(3) 事	7,7	揆	#	# (2)	9)		(1) –
			放送者	業務区域					周波数	使用する	-般放送の種類
			≨組0							用	
			放送番組の編集の基準							強	
			基準							再放送の同意	
主た		1日当たり	ф							5 [1	
主たる放送事項	再問	(1º	放送時間						送事業者名	同意を得た放	

- 空信空中線がある場合は、その設置の場所を注1に準 じて付記すること。
- (2) (同左)
- (3) (同左)
- 設備の概要

 ω

表(同左)

注1~注5 (同左)

<u>注6</u> (1)の分岐器、分配器及びタップオフの備考欄には、<u>引込</u> <u>端子の総数</u>を記載すること。

注7~注14 (同左)

- 4 (黙)
- 業務の概要

 Ω

主たる放送事項	主/			置ご
時間				番組
たり	1 日当たり			放送
放送時間		放送番組の編集の基準	放送番	(4)
			業務区域	(3)
				177
				Ş
				#
				# (2)
送事業者名			周波数	9)
同意を得た放	再放送の同意	用途	使用する	
			一般放送の種類	(1) –

∞ ~	ı o		 51	4	ω	2	注 1	有料放	(5) 業績 定期日	ナ 専 と
(略) 有料放送の実施の欄には、法第 147 条第 1 項に規定する	(路)	記載し、一般放送の加入申込みがあつた場合に、加入申込みを遅滞なく受諾できる区域並びに当該区域の存する都道府県名、市町村名及び市町村の区域を記載した地図を添付すること。	に、同意を得た放送事業者名の欄には放送事業 載し、同意書の写しを添付すること。 (3)の業務区域の欄には、「地図に記載のとお	(2)	3 (略)	2 (略)		有料放送の実施 □有料放送を含む □有料放送を含まない	 	
,	¹ 0		<u></u> රා	4	ω	2	注1		(5)	単みる関
(同左)	(同左)	載し、 <u>一般放送の</u>	<u>付すとともに、</u> 同 を記載し、同意書 (3)の業務区域	(2)の再放送の	(同左)	(同左)	(同左)		 業務開始の予 定期日	必 展
		一般放送の業務区域を記載した地図を添付すること。	付すとともに、同意を得た放送事業者名の欄に放送事業者名を記載し、同意書の写しを添付すること。 (3)の業務区域の欄には、「地図に記載のとおり。」と記	(2)の再放送の同意の欄には、再放送をする場合に〇印を					 (6) 業務開始時の受信 契約者の見込 ()	

別記第2様式 条第3項及び放送法第133条第2項の規定により届け出ます。 の記載事項の一部を次のとおり変更するので、有線電気通信法第 総務大臣 0 あっては、 一般放送の設備設置及び業務開始届出書記載事項変更届出 9 弁 他の一般放送の業務を行う者に設備の一部を提供する場合に (器) には、 有料放送を含むか否かについて記載するものとし (器) 聚 圧 該当する事項にレ印を付けること。 当該提供に関する事項 日付けの一般放送の設備設置及び業務開始届出書 天 甪 典 舾 (ふりがな) 畑 便 緗 緗 更 松 严 亭 (法人又は団体に は署名) 及び代表者の氏 あしては、名称 名。記名押印又 伻 田 同欄の口 _ ||| Ш 別記第2様式 の記載事項の一部を次のとおり変更するので、有線電気通信法第 条第3項及び放送法第133条第2項の規定により届け出ます。 総務大臣 9 ∞ (同左) 一般放送の設備設置及び業務開始届出書記載事項変更届出書 年 (同左) (同左) 骤 耳 日付けの一般放送の設備設置及び業務開始届出書 H 典 쏊 闸 (ふりがな) 煝 便 絁 緗 严 亭 导 松 (法人又は団体に は署名) あつては、名称 名。記名押印又 及び代表者の氏 伻 耳 Ш